

## 松本市の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 趣旨

松本圏域においては、1月5日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、松本圏域における直近1週間（1月1日～1月7日）の人口10万人当たり新規陽性者数は23.02人（陽性者97人、うち松本市67人）と、その前週の5.69人（陽性者数24人、うち松本19人）、前々週の0.71人（陽性者数3人、うち松本市2人）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、医療施設で6人、高齢者施設で12人、会食で7人の感染が発生しているなどリスクの高い事例もみられます。

また、松本圏域における1月7日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は約8割に達しているほか、圏域外の医療機関にも8人を搬送している状況であり、**松本圏域の医療提供体制は逼迫しつつあります。**

さらに、全県に目を向けると、直近1週間（1月1日～1月7日）の人口10万人当たり新規陽性者数は14.43人（陽性者数294人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は50.9%（178/350床）、実質的な病床使用率（確保病床350床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は44.3%、重症者の割合は14.6%（7/48床）となっています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、松本圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報を発出している松本圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について、当面1月21日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します。

### 2 松本市における県の対策強化について

松本市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。松本市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します
- ③ 1都3県等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します

（イベント等の慎重な検討）

- ④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(公共施設の休止等の検討)

- ⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します

(集中的な検査の実施)

- ⑥ 高齢者施設等に対し集中的な検査を行います

(在宅勤務・テレワークの徹底)

- ⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

松本市にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が松本市を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないように、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方等

65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満 (BMI30 以上) の方

- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項)

松本市にお住まいの方や訪問される方に、密な室内での大人数での飲食、長時間 (概ね 2 時間超) に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。(会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にしてください、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。)

- ③ 1 都 3 県等感染拡大地域※への訪問の自粛について協力を要請します

松本市にお住まいの方や訪問される方に、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、1 都 3 県 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) 等感染拡大地域との訪問の自粛を要請します。

(特措法第 24 条第 9 項)

また、1 都 3 県の特定都道府県から松本市への来訪についてもなるべく控えていただくようお願いします。なお、感染拡大地域からの来訪者との接触についても慎重な行動をお願いします。

※ 直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県：首都圏、関西圏等

**④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します**

(特措法第 24 条第 9 項)

松本市において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

**⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します**

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。松本市に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

**⑥ 高齢者施設等に対し集中的な検査を行います**

感染した場合に重症化リスクが高く、医療提供体制に大きな影響が生じるとされる高齢者施設等の従事者に対し、無症状の場合も含め P C R 等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

**⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します**

松本市内の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。